

## 「(仮称) 北九州市犯罪被害者等支援条例」骨子（最終案）

**(1) 目的**

犯罪等により被害にあった者やその家族、遺族（以下「被害者等」という。）の権利利益を保護し、被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して生活できる社会の実現に向け、北九州市が率先して取り組むことを決意し、市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現する。

**(2) 定義**

- 犯罪等…犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 犯罪被害者等…犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- 市民等…市内に居住・通勤・通学する者又は市内で活動を行う団体
- 事業者…市内で事業活動を行う者
- 民間支援団体…犯罪被害者等の支援を行う民間の団体
- 関係機関・団体等…国、福岡県その他の本市以外の地方公共団体、警察、弁護士会、大学、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関する団体
- 二次的被害…犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度の取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害
- 再被害…犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害

**(3) 支援の基本理念**

- 被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮する。
- 被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行う。
- 被害者等の二次的被害・再被害の発生の防止に留意する。
- 被害者等が置かれている状況やその他の事情に応じて、各主体が相互に連携し、協力して推進する。

**(4) 各主体の責務**

- 市 …支援施策の実施にあたり、関係機関等と連携し、協力して行う。
- 市民等…支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせない、被害者等を地域社会で孤立させないよう十分に配慮するよう努める。
- 事業者…従業員が被害者等になったときは、その受けた被害を早期に回復・軽減できるよう、勤務について十分に配慮するよう努める。

**(5) 総合的支援体制の整備**

- 市は、関係機関・団体等と連携・協力して、必要なネットワークを構築するなど、総合的な支援体制を整備する。
- 市の支援に関する部局が相互に連携し、必要な情報の共有を図る。
- 市は、被害者等が犯罪等によって直面している様々な問題について相談に応じ、適宜関係機関・団体等との連絡調整及び市の関係部局間の連携を図った上で、必要な情報の提供・助言を行う。
- 市は、相談に応じて必要な情報の提供・助言を総合的に行う窓口を設置する。

**(6) 支援の内容等**

- 市は、被害者等の経済的負担を軽減するため、必要な支援を行う。
- 市は、被害者等が精神的な被害から回復できるよう、必要な支援を行う。
- 市は、日常生活を営むことが困難となった被害者等に対し、必要な支援を行う。
- 市は、従前の住居に住むことが困難となった被害者等の居住の安定を図るために、必要な支援を行う。
- 市は、被害者等が二次的被害・再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な支援を行う。
- 市は、被害者等の雇用の安定を図るために、必要な支援を行う。
- 市は、市内に住所を有しない者が市内で被害にあった時は、その者が住所を有する地方公共団体と連携・協力して、必要な情報の提供・助言を行う。

**(7) 人材の育成**

市は、被害者等の支援を迅速・適切に行う人材を育成するための研修の実施等必要な施策を行う。

**(8) 関係機関・団体等との連携**

市は、関係機関・団体等と連携し、被害者等の支援を行うとともに、幅広い世代を含む多様な主体が参画できる環境の整備に努める。

**(9) 民間支援団体への支援**

市は、民間支援団体に対し、活動の促進を図るため、市が実施する支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行う。

**(10) 広報及び啓発等**

市は、日常生活を営むことすら困難になっているなど、被害者等が置かれている様々な状況とそれらに応じた支援の必要性や、被害者等の人権尊重と二次的被害・再被害防止の重要性等について市民等の理解を深めるための広報・啓発を行う。

**(11) 教育活動の推進**

市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、被害者等が受けた被害とその心身への影響に関する理解の促進、二次的被害・再被害防止のため必要な教育活動を推進する。

**(12) 意見等の反映**

市は、被害者等の支援及び被害者支援施策の推進に当たっては、被害者等をはじめ、有識者その他市民等からの意見、要望等を把握し、支援施策に反映させる。

**(13) 支援を行わないことができる場合**

市は、被害者等の支援を行うことが社会通念上適切ではないと認められる場合は、被害者等の支援を行わないことができる。